

第6回 三重県飲酒運転防止に関する条例検討会 事項書

平成25年3月4日（月）議会運営委員会終了後

301 委員会室

- 1 他県条例の調査結果
- 2 正副座長たたき台案の検討
- 3 その他

【資料】

- 資料1 福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の状況に係る調査票
- 資料2 正副座長たたき台案
- 資料3 イメージ図

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の状況に係る調査票

作成者 (所属) 福岡県議会事務局調査課

作成日 平成 25 年 2 月 20 日

【調査事項】

1 アルコール依存症関係 (第 8 条、第 9 条)

(1) 第 8 条第 1 項に規定する「知事が指定する医療機関」の指定状況

【回答：保健医療介護部 健康増進課】

福岡県内の精神科病院 8 病院を指定 (平成 25 年 1 月末現在)

(2) 第 8 条第 2 項に規定する「書面」の送付状況

【回答：保健医療介護部 健康増進課】

福岡県警から情報提供があった第 8 条第 1 項該当者 194 名に対して送付
(平成 25 年 1 月末現在)

(3) 第 8 条第 3 項に規定する「結果報告」の状況

【回答：保健医療介護部 健康増進課】

0 件 (第 8 条第 3 項該当者なし) (平成 25 年 1 月末現在)

(4) 第 8 条第 6 項に規定する「受診命令」の状況

【回答：保健医療介護部 健康増進課】

0 件 (第 8 条第 3 項該当者なし) (平成 25 年 1 月末現在)

(5) 第 9 条第 1 項に規定する「治療義務」の状況

【回答：保健医療介護部 健康増進課】

0 件 (第 9 条第 1 項該当者なし) (平成 25 年 1 月末現在)

(6) 第9条第2項に規定する「勧告」の状況

【回答：保健医療介護部 健康増進課】

0件（第9条第1項該当者なし）（平成25年1月末現在）

2 飲酒行動是正等取組義務関係（第10条）

第10条に規定する「飲酒行動是正プログラム」及び「啓発プログラム」の内容

【回答：保健医療介護部 健康増進課】

・飲酒行動是正プログラム

条例及び福岡県飲酒運転撲滅推進総合計画に基づきアルコール関連問題の正しい知識と飲酒のコントロールについて習得できるものとしている。具体的な内容については検討中。

【回答：新社会推進部 生活安全課】

・啓発プログラム

常習的に飲酒運転を繰り返す規範意識が低い違反者に対し、飲酒運転の危険性と結果の重大性を理解させ、再犯を防止するため、概ね次に掲げる内容からなる交通安全講習を実施する。

(1) 講義内容

- ・飲酒運転の結果の重大性（刑事処分、行政処分等）
- ・アルコールに関する知識
- ・その他対象者の規範意識の向上に資する事項

(2) 講師

飲酒運転撲滅活動アドバイザーその他飲酒運転撲滅に関する知識を有する者

3 特定事業者の責務関係（第5章）

(1) 第5章に規定する各特定事業者の責務に対する各特定事業者の取組状況

【回答：新社会推進部 生活安全課】

多くの特定事業者から飲酒運転撲滅宣言企業・宣言の店の届出がなされ、事業所や店内に飲酒運転撲滅に関するポスター、ステッカー等を掲示するなど、条例の趣旨に則した取組が実施されている。

また、特定事業者の団体においても、以下のような取組が実施されている。

・飲食店営業者等における取組

料飲業の団体において、飲酒運転撲滅宣言、飲酒運転撲滅運動講習会を実施した。また、組合員に対し、会報を活用して条例の周知、飲酒運転撲滅宣言の店の広報・啓発等を行うとともに、飲酒運転撲滅条例の周知ポスター・チラシや飲酒運転撲滅シールの配付を実施した。

・酒類販売業者における取組

酒類販売業の団体において、県の担当課と連携し、すべての組合員に対して飲酒運転撲滅条例の周知チラシ及び飲酒運転撲滅宣言企業の届出様式を配付した。また、関係機関・団体と連携し、飲酒運転撲滅及び未成年者飲酒防止の街頭啓発を実施した。

・駐車場所有者等における取組

駐車場所有者等の団体において、飲酒運転撲滅ポスター、ステッカー等を会員に配付し、会員の駐車場に掲示したほか、総会時に県担当者による飲酒運転撲滅条例の趣旨説明会を実施した。

(2) 第19条第1項に規定する「通知」の状況

【回答：警察本部交通部 交通企画課】

6件（平成25年2月18日現在）

(3) 第19条第2項に規定する「指示」の状況

【回答：警察本部交通部 交通企画課】

0件（平成25年2月18日現在）

(4) 第20条第1項に規定する「掲示命令」の状況

【回答：警察本部交通部 交通企画課】

0件（平成25年2月18日現在）

(5) 第21条第2項に規定する「登録簿」の状況

【回答：新社会推進部 生活安全課】

登録数：2, 199店舗（平成25年2月20日現在）

(6) 第24条に規定する「通報義務」の状況

【回答：警察本部交通部 交通企画課】

統計（集計）なし

4 飲酒運転撲滅のための措置関係（第6章）

(1) 第28条に規定する「アドバイザー」の登録及び派遣状況

【回答：新社会推進部 生活安全課】

・アドバイザーの登録数：16名

(アドバイザーの内訳：被害者遺族3名、警察OB3名、保健師10名)
・派遣状況

条例全面施行(平成24年9月21日)後、20回実施
(延べ受講者数1,632名：平成25年2月15日現在)

(2) 第30条に規定する「情報提供」の状況

【回答：警察本部交通部 交通企画課】

なし

※平成25年2月25日(月)開催予定の福岡県飲酒運転撲滅連絡会議において飲酒運転事故情勢の説明を予定

(3) 第31条に規定する「飲酒運転防止教育」の状況

【回答：教育庁教育振興部 体育・スポーツ健康課】

① 飲酒運転撲滅啓発DVDを各学校に配付する等、飲酒運転撲滅に向けた教育を推進した。

(ア) 中学生向け飲酒運転撲滅啓発DVD「大切な生命(いのち)～飲酒運転をなくすために～」の配付

(イ) 高校生向け飲酒運転撲滅啓発DVD「ゼロへ～飲酒運転撲滅へ向けて～」(福岡放送作成)の配付と活用推進

② 高等学校保健会で飲酒運転撲滅に向けた教育を推進した。

(ア) 飲酒運転撲滅に関する標語やポスター等の募集

(イ) 福岡県飲酒運転撲滅活動アドバイザーによる講演の実施

5 その他

同趣旨の条例を作成するに際して参考となる事項

(例：条例施行後の評価・課題など)

【回答：新社会推進部 生活安全課】

・条例の施行が契機となって全県的に飲酒運転撲滅の意識が高まり、多くの事業者から条例に基づく飲酒運転撲滅宣言企業・宣言の店の届出がなされるなど、活発な取組がなされた。その結果、平成24年の飲酒運転事故件数は185件と、平成23年の257件と比較して72件(-28%)減少した。

※なお、福岡県における飲酒運転撲滅運動に関する情報は、県のホームページにも掲載しています。(「飲酒運転撲滅への取り組み」等で御検索ください。)

正副座長たたき台案

1 前文

【第 5 回検討結果】 全体の内容確定後に検討を行う】

※盛り込む内容をどうするか。

- ・「法律による厳罰化が進むが、飲酒運転による事故がなくなる」
- ・「飲酒運転の根絶を図る」
- ・「規範意識の定着」
- ・「飲酒運転は犯罪である」(*要検討)

など

2 目的

【第 5 回検討結果】 全体の内容確定後に検討を行う】

飲酒運転に対する法律による厳罰化が進むにもかかわらず、いまだ県内における飲酒運転による事故がなくなることに鑑み、県の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定、教育及び知識の普及、受診義務その他必要な事項を定めることにより、飲酒運転の根絶を図り、もって県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

3 責務及び努力

(1) 県の責務

ア 県は、飲酒運転の根絶に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

【第 5 回検討結果】 案通り

イ 県は、県民、事業者等が行う飲酒運転の根絶に関する取組に関して、必要な支援を行うものとする。

【第 5 回検討結果】 案通り

※市町との連携を規定するか。

【第 5 回検討結果】

規定しない。ただし、個別的議論の中で必要が生じた場合は再度、議論を行う。

(2) 県民の努力

県民は、県が実施する飲酒運転の根絶に関する施策に協力するよう努めるものとする。

※どの程度まで盛り込むか。

- ① 施策への協力
- ② 施策への協力 + 自主的な取組
- ③ 施策への協力 + 自主的な取組 + 通報

【第 5 回検討結果】 議論継続 (※県外調査事項)

(3) 事業者の努力

事業者は、その事業の特性を勘案しつつ、飲酒運転の根絶に資するための取組を行うよう努めるものとする。

※どの程度まで盛り込むか。

- ・ 特定事業者について規定するか。規定する場合、特定事業者ごとに、どのような内容とするか（例：文書掲示）。
- ・ 従業員教育を規定するか。

※公務者の率先垂範を規定するか。

4 基本方針

(1) 県は、3(1)の飲酒運転の根絶に関する総合的な施策を推進するための基本方針を定めなければならない。

(2) 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 教育及び知識の普及（※5）に関する事項

イ 再発防止のための措置（※6）及び受診義務（※7）に関する事項

ウ その他飲酒運転の根絶に関して必要な事項

(3) 知事は、基本方針を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

(4) 知事は、毎年1回、基本方針に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

※基本方針の策定及び変更につき、議決対象とするか。

※数値目標を設定するか。設定する場合、何に対する数値目標とするか。

5 教育及び知識の普及

(1) 県は、飲酒運転の根絶に関する教育及び知識の普及のために必要な措置を講ずるものとする。

(2) 小学校、中学校、高等学校その他の教育機関は、その性格に応じた飲酒運転の根絶に関する教育を行うよう努めるものとする。

※重点取締区域を設けるか。

6 再発防止のための措置

県は、飲酒運転をした者に対し、飲酒運転の再発防止のための教育その他必要な措置を講ずるものとする。

7 受診義務

- (1) 飲酒運転違反者は、県が指定する医療機関において、アルコール依存症に関する診断を受けなければならない。
- (2) 県は、医療機関の指定、診断基準等(1)の診断に関して必要な事項を定めなければならない。
- (3) 県は、飲酒運転違反者が(1)の診断を受けない場合には、その家族に対し、飲酒運転違反者に(1)の診断を受けるよう要請する等必要な協力を求めることができるものとする。
- (4) (1)の診断を行った医療機関は、診断の結果、アルコール依存症と診断した者に対して、アルコール依存症の治療に関しての助言を行うことができるものとする。

8 相談

県は、飲酒運転をするおそれのある者及びその家族等からの相談に応じるなど必要な措置を講ずるものとする。

*教育等を通じての飲酒運転を「根絶」という方向性から、「被害者からの相談」から変更。

(参考) 被害者の支援としては、犯罪被害者支援センターなどがある。

9 情報提供

県は、〇〇のため、△△に関する情報を提供するものとする。

※情報提供の目的をどう捉えるか。

※誰に対し、どのような内容の情報を提供するか。

例(誰に対し): 県民 市町 事業者

例(内容) : 検挙者数 事故件数 など

*参考 4(4) (施策の実施状況についての公表)

10 表彰

県は、飲酒運転の根絶に関する取組に関して、顕著な功績があると認められるものに対し、表彰を行うことができる。

11 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、三重県規則、三重県教育委員会規則又は公安委員会規則で定める。

【 背 景 】
法律による厳罰化が進むにもかかわらず、飲酒運転による事故がなくなるらない

【 方 針 】
◎規範意識の定着
◎再発防止
を柱として、飲酒運転の根絶を図る！！

【 重 視 す る 対 策 】
○教育及び知識の普及（←規範意識の定着）
○受診義務（←再発防止）

規 定 の 方 向 性

太陽的

根絶に向けて取り組む環境が自発的に広がると捉える

北風の

根絶に向けて取り組む環境が進むようにある程度主導する

【穏やかな場合の規定の方向性】
県民の努力 → 施策の協力で足りる
特定事業者の区別 → 区別なし
従業員教育 → 事業主に任せる
重点取締区域 → 不要
など

【実効性をもたせた場合の規定の方向性】
県民の責務 → 通報まで求める
特定事業者の区別 → 区別あり
従業員教育 → 必要
重点取締区域 → 必要
など